フレックスタイム制に関する労使協定書

（３か月単位）

○○株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表○○○○は、労働基準法第 32 条の３の規定に基づき、３か月のフレックスタイム制に関し、下記のとおり協定する。

（適用対象者）

第１条 フレックスタイム制は、次の部に属する従業員（管理監督者、裁量労働制適用者、パートタイマーを除く。）に適用する。

(1) 企画部

(2) 制作部

（清算期間）

第２条 労働時間の清算期間は、 ４⽉、７⽉、10⽉、１⽉の1⽇から翌々⽉末⽇までの３箇⽉間とする。

（１⽇の標準労働時間）

第３条 １日の標準労働時間は８時間とする。なお有給休暇を取得した日および事業場外

労働に従事して労働時間を算定し難いときは、基本労働時間労働したものとみなす。

（清算期間及び各月の所定労働時間等）

第４条 各清算期間における所定労働時間（勤務すべき時間をいう。以下同じ）は、次のと

おりとする。一清算期間においてこれを超えて労働したときは、その超えた時間につき所

定外労働手当を支払う。ただし、次項において所定外労働手当の対象となった時間を除く。

|  |  |
| --- | --- |
| 清算期間における  清算期間の暦⽇数 | 清算期間における  所定労働時間 |
| 92日のとき | 525.7時間 |
| 91日のとき | 520.0時間 |
| 90日のとき | 514.2時間 |
| 89日のとき | 508.5時間 |

（コアタイム）

第５条 コアタイムは、午前　　 時から午後　　 時までとし、この時間帯は原則として勤務していなければならない。ただし、正午から午後１時までは休憩時間とする。

（始業時間帯）

第６条 社員は、午前 時から 時までの間の任意の時刻から始業するものとする。

（終業時間帯）

第７条 社員は、午後 時から 時までの間の任意の時刻に終業するものとする。

（超過労働時間）

第８条 清算期間中の労働時間が第４条に定める所定労働時間を超過したときは、超過時

間を時間外労働とし、時間外労働手当を支給する。

（不足時間）

第９条 清算期間中の労働期間が第４条に定める総労働時間に不足したときは、不足時間を

次の清算期間に繰り越すものとする。

（有効期間）

第１0条 本協定は令和 年 月 日から有効とする。有効期間満了の 30 日前までに会社、従業員代表いずれかからも解除の申し込みがない時は、更に１年間有効とし、以降も同様とする。

令和 年 月 日

（使用者） 印

（従業員代表） 印